



第78回

定時株主総会招集ご通知

日 時

2026年6月25日（木曜日）午前10時

場 所

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号
当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件

Smiles for the Public

人々が笑顔になれる社会をつくる



本招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/6809/>



株主の皆さまへ



株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

当社グループでは、企業目的である「Smiles for the Public 人々が笑顔になれる社会をつくる」の実現に向け、そこに集まる人々の「安心、信頼、感動」を願う行動を支える、かけがえのない価値を提供することで、笑顔あふれる社会づくりに貢献してまいります。

2025年4月に開幕した大阪・関西万博においては、会場内の放送設備をネットワークで結び、必要な情報を必要なタイミングで届けられるネットワーク統合型放送システムを実装いたしました。会場全体を「未来の街」として捉え、今回の取組みを通じて、新たな情報伝達とコミュニケーションの姿を創造・発信し、社会への実装を進めてまいります。

このような取組みのもと、2026年3月期の売上高は過去最高の553億円となり、連結経営成績は増収増益といずれも過去最高となりました。

当社グループは2027年3月期より創業100周年を迎える2034年度を節目として次の100年を生きていく会社を目指す長期経営戦略「NEXT100 TOA」をスタートいたします。「NEXT100 TOA」では次の100年を生きていく会社を目指す7つの取組みを「NEXT100 TOA Initiatives」として定め、取組みを進める原動力として「人」と「技術」への投資を強化し、2034年度に連結売上高1,000億円を超える水準への成長を目指してまいります。

また、「NEXT100 TOA」の2034年度に向けた9年間を「再定義」「洗練」「新生」の3つの変革のステージに区分しており、その最初の3年間で計画期間とした「中期経営基本計画（2027年3月期～2029年3月期）」を新たに開始いたします。この中期経営基本計画においては、「事業構造の再定義」を起点に、変革の道筋を定め、将来の飛躍的成長に向けた土台づくりを加速することを基本方針といたします。この方針のもと、強い収益構造の確立を目指した活動を推進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

谷口方啓

証券コード 6809
2026年6月9日

株主の皆さまへ

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号
TOA 株式会社
代表取締役社長 谷口方啓

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.toa-global.com/ja/ir/stockinfo/memo>

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6809/teiji/>

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「TOA」または「コード」に当社証券コード「6809」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	2026年6月25日(木曜日) 午前10時 [開場 午前9時30分]
2. 場 所	神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 当社本店 XEBEC (ジーベック) ホール
3. 目的事項	<p>●報告事項</p> <ol style="list-style-type: none">第78期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件会計監査人および監査役会の第78期連結計算書類監査結果報告の件 <p>●決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役5名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役1名選任の件</p> <p>第4号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p>第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針 (買収への対応方針)の継続の件</p>
4. 招集にあたっての決定事項	<ol style="list-style-type: none">インターネット等による方法と書面(郵送)と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

以 上

お知らせ

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項について上記インターネット上の各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主さまに限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項（次の①から③に記載の事項を除きます）を記載した書面をお送りいたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告の以下の事項
- ・ 剰余金の配当等の決定に関する方針
 - ・ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
 - ・ 会社の支配に関する基本方針
- ②連結計算書類の以下の事項
- ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
- ③計算書類の以下の事項
- ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表
- 本株主総会終了後、サウンドデモとして、アーティストによる生演奏を予定しております。是非ご鑑賞ください。※
- 短時間ではありますが、サウンドデモ終了後、株主さまならびに当社出席役員および執行役員との懇談の場を設けております。この場におきましても、株主さまからのご質問や忌憚のないご意見をお受けする機会といたします。※
- ※諸事情および不測の事態により、急遽内容を変更または取り止める可能性があります。

-
- 本株主総会当日は、会場にて以下の対応をご準備しております。ご希望の株主さまは、当日、受付スタッフへお知らせください。なお、同伴の介助者がおられる場合は、1名のみ会場内に同席いただけます。
 - ・障がいをお持ちの株主さま対応スタッフの配置
 - ・車いす専用スペース
 - ・筆談ボード


 - 今後、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
<https://www.toa-global.com/ja/ir/stockinfo/memo>

 - お土産のご用意はございません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
御中
株主総会日 議決権の数
議決権行使書のご用紙形式
議決権の数
1. 賛成
2. 反対
ログインQRコード
見本
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
XXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット等による方法と書面（郵送）と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。

利益配分に関しましては、持続的な成長を目指し、事業への投資拡大を基本としながらも、財務規律のもと年間85円（中間配当40円および期末配当45円）の安定配当を維持することを基本として、業績を加味した連結配当性向85%のいずれか高い方を目安に決定することとしております。なお安定配当については、連結株主資本配当率（DOE）5%以上といたしております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、安定配当45円に連結配当性向85%を加味した業績連動配当5円を加え、金50円とさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額1,734,795,050円

なお、中間配当金として40円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり90円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第2号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役谷口方啓氏、早川宏氏、西野崇氏、半田実氏が任期満了となります。

つきましては、経営管理およびコーポレート・ガバナンス強化のため1名増員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。



再任

取締役会出席状況

100%
(19回/19回)

所有する当社の株式数

61,622株

候補者番号

1

た に ぐ ち ま さ ひ ろ

谷口方啓

(1969年8月1日生)

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1994年4月 当社 入社
- 2005年1月 TOA CORPORATION (UK) LIMITED 社長
- 2009年4月 当社 経営企画室長
- 2016年4月 当社 管理本部長
- 2017年4月 当社 執行役員管理本部長
- 2020年4月 当社 執行役員グローバル開発本部長
- 2022年6月 当社 取締役、執行役員グローバル開発本部長
- 2023年6月 当社 代表取締役社長 (現任)
- 2025年11月 宝塚商工会議所 副会頭 (現任)

取締役候補者とした理由

谷口方啓氏を取締役候補者とした理由は、同氏が海外事業、経営企画部門、管理部門および開発部門に携わり、組織横断的に豊富な経験と実績を活かして当社のさらなる成長と持続的な企業価値の向上に貢献しており、長期経営戦略「NEXT100 TOA」を策定して全社を牽引し、引き続き、取締役としての役割を果たすことが期待できるためであります。



再任

候補者番号

2

はやかわ

早川

ひろし

宏

(1962年8月26日生)

男性

取締役会出席状況

100%
(19回/19回)

所有する当社の株式数

18,116株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年4月 当社 入社
- 2013年4月 当社 営業本部九州沖縄営業部長
- 2017年4月 当社 営業統括本部国内営業本部首都圏営業部長
- 2018年4月 当社 執行役員ソリューション営業本部長
- 2022年6月 当社 取締役、執行役員ソリューション営業本部長
- 2026年4月 当社 取締役、執行役員国内営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

早川宏氏を取締役候補者とした理由は、同氏が国内営業部門において、事業戦略の企画を通してソリューション営業を推進してきた経験と実績および長きにわたり管理者として事業戦略を遂行するため国内営業部門の組織・人材配置の最適化を図り人材開発を進めてきた経験を活かし、当社のさらなる成長と持続的な企業価値の向上に貢献し、引き続き、取締役としての役割を果たすことが期待できるためであります。



再任

取締役会出席状況

100%
(19回/19回)

所有する当社の株式数

12,689株

候補者番号

3

にし の

西野

たかし

崇

(1970年4月12日生)

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1995年4月 当社 入社
- 2012年4月 アコース株式会社 社長
- 2014年4月 PT. TOA GALVA INDUSTRIES. 社長
- 2017年4月 当社 海外事業本部アジア・パシフィック事業部副事業部長
- 2018年1月 当社 海外事業本部アジア・パシフィック事業部長
兼 シニアプロダクトダイレクター
兼 TOA ELECTRONICS PTE LTD社長
兼 TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD.社長
- 2018年4月 当社 執行役員海外事業本部アジア・パシフィック事業部長
- 2024年4月 当社 執行役員海外事業本部長
- 2024年6月 当社 取締役、執行役員海外事業本部長
- 2026年4月 当社 取締役、執行役員海外事業本部長
兼 品質保証室担当 (現任)

取締役候補者とした理由

西野崇氏を取締役候補者とした理由は、同氏が開発部門で培った経験を活かし、国内外の生産子会社社長、海外販売子会社社長、アジア・パシフィック事業部長を歴任し、地域商品の拡充および販路の開拓により地域ビジネスを拡大させるなど幅広い業務分野において豊富な経験と実績を有しており、引き続き、当社のさらなる成長と持続的な企業価値の向上に貢献し、取締役として役割を果たすことが期待できるためであります。



再任

社外

独立

取締役会出席状況

100%
(19回/19回)

所有する当社の株式数

—

候補者番号

4 はん だ 実 (1959年10月16日生)

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 ソニー株式会社 (現ソニーグループ株式会社) 入社
- 1996年 6月 Sony Manufacturing Company UK Bridgend Plant
品質保証部統括部長
- 2001年 1月 Sony Electronics Inc San Diego Plant 品質保証部統括部長
- 2003年 4月 Sony Electronics Inc Vice President (品質担当)
- 2007年 2月 ソニー株式会社 (現ソニーグループ株式会社)
エナジー・デバイス事業本部品質保証部統括部長
- 2013年 2月 同社 品質・環境センター副センター長
- 2014年 9月 同社 出向、グリーンサイクル株式会社 代表取締役社長
- 2019年11月 井上機工株式会社 入社、工場長
- 2022年 2月 有明興業株式会社 入社、
執行役員 (有明興業マテリアルズ株式会社担当)
同社 出向、有明興業マテリアルズ株式会社 執行役員 (社長補佐)
- 2022年 6月 当社 社外取締役 (現任)
- 2022年 8月 有明興業マテリアルズ株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

半田実氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が上場企業の海外工場、品質保証部門の責任者としての実績および上場企業の子会社経営などグローバルな経験を有しており、特に生産戦略において、引き続き、社外取締役として当社の経営に貢献し、コーポレート・ガバナンス機能の強化と持続的な企業価値の向上に資するための監督、助言等をいただくことが期待できるためであります。



新任

社外

独立

所有する当社の株式数

—

候補者番号 つじもと ゆきこ

5 辻本 由起子

(1964年2月10日生)

女性

※辻本 由起子氏の戸籍上の氏名は「岡本 由起子」であります。

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク 入社
 2006年3月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 取締役
 2008年4月 ピー・アンド・ジー株式会社 取締役
 2012年7月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社（現P&Gジャパン合同会社） 執行役員 広報渉外本部コミュニケーションズディレクター
 2014年11月 株式会社shapes 代表取締役（現任）
 2015年4月 神戸市人材育成アドバイザー
 2018年4月 神戸市人事委員会委員
 2019年5月 株式会社キリン堂ホールディングス 社外取締役
 2020年6月 株式会社ダスキン 社外取締役
 2022年3月 サカタインクス株式会社 社外取締役（現任）
 2022年4月 神戸市行財政局参与
 2024年4月 神戸市行財政局アドバイザー

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

辻本由起子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が長年にわたり企業のマーケティングや広報渉外部門の責任者を務め豊富な知識と経験を有しており、また、社内取締役および社外取締役を歴任しガバナンスにも精通していることから、社外取締役として当社の経営に貢献し、コーポレート・ガバナンス機能の強化と持続的な企業価値の向上に資するための監督、助言等をいただくことが期待できるためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 半田実氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本株主総会において同氏が取締役を選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 3. 辻本由起子氏は、社外取締役候補者であります。同氏が取締役を選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 4. 当社は、半田実氏および辻本由起子氏が取締役を選任された場合、両氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を継続および締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 5. 半田実氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役西片和代氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。



再任

社外

独立

所有する当社の株式数

—

にし かた かず よ

西片和代

(1969年4月22日生)

女性

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 2003年10月 弁護士登録、神戸パートナーズ法律事務所
(現 弁護士法人神戸パートナーズ) 入所
- 2005年4月 神戸市男女共同参画センター 法律相談員
- 2006年4月 兵庫県立女性家庭センター DV法律相談員
- 2018年4月 神戸市不動産審議会 委員
- 2018年6月 日本弁護士連合会信託センター 副センター長
- 2020年11月 兵庫県情報公開個人情報保護審議会 委員 (現任)
- 2021年4月 日本弁護士連合会 理事
- 2022年6月 当社 監査役 (現任)
- 2024年6月 高圧ガス工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
- 2025年5月 弁護士法人神戸パートナーズ 社員弁護士 (現任)

■ 社外監査役候補者とした理由

西片和代氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が企業法務にも通じた弁護士としての豊富な経験を有しており、その経験を通じて培われた専門的な知識および上場企業の社外取締役 (監査等委員) としての経験等を活かし、引き続き、監査役として役割を果たすことが期待できるためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西片和代氏は、社外監査役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本株主総会において同氏が監査役に選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 当社は、西片和代氏が監査役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 西片和代氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。西片和代氏が監査役に選任された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

ご参考 本株主総会後の取締役・監査役のスキル・マトリックス

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の構成および各取締役・各監査役が有する主なスキル（知識・経験・能力等）は下表のとおりとなります。

氏名	地位・属性 (予定)	企業経営	グローバル ビジネス	市場開拓・ 事業企画	技術・イノ ベーション (研究・開発・ 生産・SCM・DX)	コーポレート (財務・会計、 法務、リスク管理、 情報システム)	人材開発
取締役	谷口 方啓	代表取締役社長	●	●			●
	早川 宏	執行役員			●		●
	西野 崇	執行役員		●	●	●	
	音野 徹	執行役員		●		●	●
	村田 雅詩	社外 独立		●	●		●
	半田 実	社外 独立		●		●	●
	辻本 由起子	社外 独立			●		●
監査役	西垣 岳史	常勤	●		●	●	
	西片 和代	社外 独立				●	
	佐和 周	社外 独立				●	

※取締役および監査役の有する知見や経験を最大3つまで記載しております。取締役および監査役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2025年6月25日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された福元隆久氏の選任の効力は、本株主総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。



所有する当社の株式数

—

ふ く も と た か ひ さ

福元 隆久 (1967年8月2日生)

男性

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1993年4月 兵庫県庁 入庁
- 1996年4月 弁護士登録、東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）入所
- 2003年4月 同事務所 パートナー弁護士（現任）
- 2003年6月 川西倉庫株式会社 社外監査役
- 2008年4月 兵庫県弁護士会 副会長
- 2010年6月 株式会社神戸フェリーセンター 社外監査役（現任）
- 2012年4月 神戸家庭裁判所 家事調停委員（現任）

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

福元隆久氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士の資格を有しており、法曹界での豊富な経験とそれによって培われた専門的な知識等を活かし、監査役として役割を果たすことが期待できるためであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注)
1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 福元隆久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 3. 当社は、福元隆久氏が監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。福元隆久氏が監査役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針
(買収への対応方針)の継続の件

当社は、2008年2月15日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。その後、2008年6月27日開催の第60回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただき継続し、直近では2023年6月21日開催の第75回定時株主総会の決議により継続しておりますが、その有効期限は、本株主総会終結の時までとなっております。

当社では、本対応方針継続後も社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向、様々な議論の進展およびコーポレートガバナンス・コードの趣旨などを踏まえ、当社ならびに当社の子会社および関連会社（以下、当社とあわせて「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2026年5月18日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件として、本対応方針を継続することを決定しておりますので、ご承認をお願いするものであります。当社が本対応方針を継続する理由は以下【本対応方針を継続する理由】に記載のとおりです。

本対応方針の継続につきましては、独立社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成により承認されており、当社監査役3名はいずれも本対応方針の具体的運用が適正に行われることを前提として、本対応方針の継続に異議がない旨の意見が表明されております。

本日現在、当社株式の大規模買付行為などに関する具体的提案はなされておられません。

なお、本対応方針の継続にあたり、経済産業省から2023年8月31日付で公表された「企業買収における行動指針」も踏まえて検証し、また、近時の買収への対応方針に関する裁判例や実務動向等を鑑み、本対応方針の対象となる当社株式の買付行為等の「大規模買付行為」の定義の見直し、文言などの整理を加えたうえで一部見直ししております。

【本対応方針を継続する理由】

当社グループは、企業目的である「Smiles for the Public 人々が笑顔になれる社会をつくる」の実現に向け、そこに集まる人々の「安心、信頼、感動」を願う行動を支える、かけがえない価値を提供することで、笑顔あふれる社会づくりに貢献します。

そして、将来に渡って人々が笑顔になれる社会をつくり続けることを目的に、創業100周年を迎える2034年度を節目として、次の100年を生きていく会社を目指す長期経営戦略「NEXT100 TOA」（以下、「NEXT100 TOA」）をスタートいたしました。

「NEXT100 TOA」では、2034年度に向けた9年間の変革を「再定義」「洗練」「新生」

の3つのステージに区分しており、その最初の3年間（Stage 1：再定義）を計画期間とした「中期経営基本計画（2027年3月期～2029年3月期）」を新たに開始し、持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けた施策を実施してまいります。

このような状況の中、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為が行われた場合、企業価値向上に向けた機動的な施策実施に大きな影響を与えるおそれがあります。また、2026年3月31日現在における当社の大株主の状況は別紙1のとおりであり、当社株主の分布状況は個人株主を中心に広範にわたっていることから、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為がなされる可能性は否定できません。

一方、当社は、特定の者の大規模買付行為に応じるか否かは最終的には当社株式を保有する株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであり、それが当社の企業価値を大きく向上させ、株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、この考えについては従前より何ら変更ございません。

本対応方針は、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報と評価・検討する時間、当社取締役会としての意見を開示し、必要に応じて、大規模買付者と交渉することや株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。現在は、金融商品取引法により、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、公開買付開始前における情報提供および検討時間を法的に確保することができないなど、必ずしも有効に機能しない場合も考えられます。よって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆さまおよび投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえで有効なものになると考えております。

以上のとおり、当社グループが、持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現していくための施策として本対応方針を導入継続しておくことは必要不可欠なものであり、本対応方針継続により、不測の事態に常に備えておくことが当社取締役会の責務であると判断したものであります。

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為などであっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社としては、株

主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉することや株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

さらには、当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、次のような企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもありえます。

- ①買収の目的等が企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの
- ②株主の皆さまの株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの
- ③当社取締役会や株主の皆さまが当該買付の内容を検討、判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの
- ④買付の対価の価格、買付の手法が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような不適当なもの
- ⑤当社および当社のステークホルダーとの関係を損ねるおそれをもたらすもの など

当社は、このような大規模買付行為や買付提案を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な悪影響をもたらすおそれのある行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主の皆さまに長期的に当社の株式を保有していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。これらの取組みは、上記1. の基本方針の実現にも資するものと考えています。

(1)企業価値向上への取組み

当社グループは、企業目的である「Smiles for the Public 人々が笑顔になれる社会をつくる」の実現に向け、そこに集まる人々の「安心、信頼、感動」を願う行動を支える、かけがえない価値を提供することで、笑顔あふれる社会づくりに貢献します。

そして、将来に渡って人々が笑顔になれる社会をつくり続けることを目的に、創業100周年を迎える2034年度を節目として、次の100年を生きていく会社を目指す「NEXT100 TOA」をスタートいたしました。

①NEXT100 TOA Initiatives

「NEXT100 TOA」では、次の100年を生きていく会社を目指す7つの取組みを「NEXT100 TOA Initiatives」として定め、取組みを進める原動力として「人」と「技術」への投資を強化し、2034年度に連結売上高1,000億円を超える水準への成長を目指

します。

【次の100年を生きていく会社を目指す7つの取組み】

1. すべての人が適切に情報を受け取れる社会の実現
2. すべての人が安心して意思疎通できる社会の実現
3. すべての人に居場所がある社会の実現
4. 新たな領域への持続的な挑戦
5. 世界が認めるブランドになる
6. 地球と共に生きるイノベーションの追求
7. 個性が光る強いチームをつくる

②次の100年を生きていく会社への変革

「NEXT100 TOA」では、2034年度までの9年間で3つの変革のステージに区分し、3年間の中期経営基本計画として推進してまいります。

- ・ Stage 1 再定義 (Redefinition) : 事業変革の道筋を定める
(2027年3月期～2029年3月期 中期経営基本計画)
- ・ Stage 2 洗練 (Refinement) : 事業を磨き飛躍的に成長する
(2030年3月期～2032年3月期 中期経営基本計画)
- ・ Stage 3 新生 (Rebirth) : 100年を生きていく会社になる
(2033年3月期～2035年3月期 中期経営基本計画)

Stage 1では、NEXT100 TOA Initiativesをもとに再定義する事業を通じて、その価値の社会的評価と成長の起点を確立し、次のステージにつながる事業変革の道筋を定めまします。Stage 2では、定めた道筋に沿って事業を洗練させ、飛躍的な成長を実現し、Stage 3では、一連の変革の集大成として、社会変化に応じて変革し続けられる、次の「100年を生きていく会社」へ生まれ変わります。

③中期経営基本計画における主な取組み

最初の3年間 (Stage 1 : 再定義) を計画期間とした「中期経営基本計画 (2027年3月期～2029年3月期)」においては、「事業構造の再定義」を起点に、変革の道筋を定め、将来の飛躍的成長に向けた土台づくりを加速することを基本方針といたします。この方針のもと「報せるソリューションの革新」「海外成長の加速」「顧客支援ソリューションの進化」「新規事業開発」「事業成長を支えるヒト・モノ・情報基盤の強化」を5つの重点施策として定め、強い収益構造の確立を目指した活動を推進いたします。

重点施策 1 報せるソリューションの革新

すべての人が適切に情報を受け取れる社会の実現に向けて、情報伝達ソリューションの革新を進めてまいります。

- 重点施策2 海外成長の加速
進出済みの海外各地域・国における重点市場の深耕と新たな有望地域・国への活動を強化することで、海外成長を加速してまいります。
- 重点施策3 顧客支援ソリューションの進化
現場の安全性や運用効率の向上を支援する顧客支援ソリューションを進化させてまいります。
- 重点施策4 新規事業開発
既存事業とは異なる領域で、将来の中核事業となり得る可能性を持つ新たな事業を創出してまいります。
- 重点施策5 事業成長を支えるヒト・モノ・情報基盤の強化
商品の高付加価値化とものづくりの生産性向上により、競争力と収益性を高めてまいります。また、これらの重点施策を進めるために、当社グループ一人ひとりの成長を支援し、「個の強み」×「チーム力」×「挑戦」の好循環を作り、事業成長を支える人的資本をさらに強化するとともに、デジタルを起点に業務そのものを再設計し、生産性を飛躍的に高めてまいります。

④サステナビリティへの取組み

・サステナビリティ方針：

当社グループは、経営方針のもと、長期経営戦略「NEXT100 TOA」の取組みを通じて新たな価値をステークホルダーの皆さまと生み出し続け、持続可能な社会の実現に貢献いたします。

・マテリアリティ：

	マテリアリティ
社会 Social	・ 事業による社会課題の解決
	・ 多様な人材の活躍と挑戦文化の醸成
環境 Environment	・ 気候変動への対応
	・ 循環型社会への貢献
ガバナンス Governance	・ コーポレート・ガバナンスの強化
	・ ブランド価値の向上

⑤持続的な成長と企業価値向上への取組み

当社は、経営方針、「NEXT100 TOA」、中期経営基本計画の取組みを通じて、社会課題の解決と中長期的な企業価値向上の両立を目指すことが、持続的な成長と企業価値の向上ひいては株主共同の利益の最大化につながるものと考えております。

[詳細]

- ・長期経営戦略「NEXT100 TOA」および中期経営基本計画（概要）に関するお知らせ
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6809/tdnet/2706453/00.pdf>
- ・中期経営基本計画の策定に関するお知らせ
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6809/tdnet/2799627/00.pdf>

以上のとおり、当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験ならびに国内外の株主・顧客・取引先・従業員など、すべてのステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素になります。

(2)コーポレート・ガバナンスの強化に関する取組み状況

当社グループでは、株主・顧客・取引先・従業員など、すべてのステークホルダーに対して、遵法性が確保された健全かつ透明性の高い企業経営を実践することにより、長期的・継続的に企業価値を増大させることを経営上のもっとも重要で恒久的な課題のひとつとして位置付けています。また、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化のため、各ステークホルダーへのアカウンタビリティ（説明責任）の重視と充実、迅速かつ適切なディスクロージャー（情報開示）などの実践を積極的に取組んでいくことで、企業価値向上に資するものと考えております。

3. 本対応方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1)大規模買付ルールの必要性

本対応方針は、上記1. の基本方針に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続するものです。

本対応方針を運用するにあたっては、当社は、大規模買付行為が行われた際には、株主の皆さまが適切な判断に必要な情報や時間を確保していただくことや、大規模買付者と交渉を行うことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。そのため、当社は、大規模買付行為や買付提案を行う際の情報提供など

に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。この大規模買付ルールは、株主の皆さまに対し、大規模買付行為や買付提案に応じるか否かについて適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保していただくものであり、当社株主共同の利益に資するものと考えます。

以上、本対応方針の目的および効果を踏まえ、当社は後記7. のとおり、本株主総会で承認されることを条件として本対応方針を継続することといたしました。

(2)本対応方針継続の目的

本対応方針は、

- ①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）、
- ②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）、または、
- ③これら①もしくは②の各行為の実施の有無にかかわらず、特定株主グループが当社の株券等の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、（i）当該行為の結果として当該他の保有者が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または（ii）当該特定株主グループと当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注3）を樹立するあらゆる行為（注4）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の保有者の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限りま。））、

について、株主の皆さまに必要な情報を提供するとともに、必要に応じて対抗措置を発動するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、これらの行為に対する適宜かつ適切な対応を行うことを目的としています。

以下、上記①から③までの行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）を「大規模買付行為」といい、かかる行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を「大規模買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項

第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。)を意味します。

- (iii) 上記(i)または(ii)の者の関係者(これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。)、ならびに、
- (iv) 上記(i)から(iii)までに該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社の株券等を譲り受けた者(以下、上記(iii)または(iv)に該当する者を総称して「関連者」といいます。)を意味します。

なお、本対応方針において引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとし

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も計算上考慮されるものとします。)または、(ii)特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。かかる株券等保有割合または株券等所有割合の計算上、(i)当該買付等を行おうとする者の共同保有者または特別関係者、および(ii)当該買付等を行おうとする者、その共同保有者またはその特別関係者との関係で関連者に該当する者は、本対応方針においては当該買付等を行おうとする者の共同保有者または特別関係者とみなします。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)および総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：当該特定株主グループと当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係が樹立されたか否かの判定は、共同協同行為等認定基準(別紙2。ただし、独立委員会は、法令の改正または裁判例の動向等に照らして、合理的な範囲内で当該基準を改定できるものとします。)に基づいて行うものとします。

注4：本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が合理的に行うものとします。

なお、当社取締役会および独立委員会は、本文の③所定の要件の該当性の判定に必要な範囲で、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

4. 大規模買付ルールの内容

(1)大規模買付ルールの骨子

当社取締役会が設定する大規模買付ルールの骨子は、[1]大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、[2]当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、[3]大規模買付者は、[1][2]の手續後に大規模買付行為を開始する、というものです。具体的な内容は、以下のとおりです。

(2)情報の提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、当社代表取締役に対して、以下の内容などを日本語で記載した書面を提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要
- ⑥本対応方針に定められた大規模買付ルールに従う旨の意向表明書

当社取締役会は、上記①から⑥までのすべてが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当社取締役会に対して、本必要情報を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容などによって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、関連者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験などに関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性などを含みます。）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験などに関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策など
- ⑤当社グループの株主・顧客・取引先・従業員などのステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑥その他個別具体的な事案において、当該大規模買付行為に対する株主の皆さまの諾否の判断および当社取締役会の意見形成に必要な情報

当社取締役会は、本必要情報として提供された情報が十分と認められた場合、その旨を公表します。また、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供

を求めます。

なお、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、情報提供を要請する都度、大規模買付者の回答期限を設定するものとし、情報提供を要請した日から60日以内に本必要情報の提供を完了していただくこととします。もっとも、本必要情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容および規模によって異なることもあるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容および規模ならびに本必要情報の具体的な提供状況を考慮し、独立委員会の勧告に基づき、当該期間を最長30日間延長できるものとし、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役に提供された本必要情報は、株主の皆さまが適切な判断に必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3)取締役会による評価と意見の公表

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対する本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会（下記(4)）に諮問し、また、必要に応じて外部専門家などの助言および監査役の意見などを求めることができるとし、これらの意見などを参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討します。独立委員会から勧告があった場合には、これを最大限尊重するものとし、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめて公表します。

なお、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として株主の皆さまに対し、代替案を提示することもあります。

(4)独立委員会の設置

本対応方針において、次の内容に関して判断するにあたり、その合理性、客観性および公正性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会（注5）を設置します。

- ①大規模買付者が当社取締役に提供すべき情報の範囲
 - ②大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
 - ③大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定
 - ④大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定
 - ⑤対抗措置の発動の要否および内容（株主意思確認総会の開催の有無について）等
- 当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の内容を必ず諮問することとし、独立委員

会は、諮問を受けた事項について審議し、当社取締役会に対してその意見を勧告することとします。独立委員会は、その勧告の合理性、客観性および公正性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員などに独立委員会への出席を要求し、または必要な情報について説明を求めることができるものとします。

独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで、当社取締役会に対し、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告の内容を公表することといたします。

注5：独立委員会

独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本対応方針が取締役の保身のために利用されないよう監視するとともに、企業価値ひいては株主共同の利益を損なう買収を抑止するという働きを担います。独立委員会の概要は、別紙3のとおりです。

独立委員会は、当社社外取締役・当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者など、3名以上の独立委員で構成されます。委員の氏名および略歴は別紙4のとおりです。

(5)情報開示の必要性

当社は、平素より、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆さまにご理解いただくよう努めておりますものの、突然の大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を高めるものか、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆さまに短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えます。

さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆さまにとっても、大規模買付行為が当社グループに与える影響や当社グループの株主・顧客・取引先・従業員などのステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容などは、大規模買付者の提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を高めるものか否かを考慮し、継続保有の是非を検討していただくうえで重要な判断材料になると考えます。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、より当社の企業価値ひいては株主共同の利益を高める代替案がありうるかといった点も、株主の皆さまにとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に、株主の皆さまが適切な判断に必要なかつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきで

あると考えます。また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、後述の独立委員会の勧告や外部専門家などの助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆さまに対する代替案の提示を行うこともあります。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆さまは、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討すること（もし代替案が当社取締役会から提示された場合には、大規模買付者の提案と代替案との優劣を検討すること）が可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家などの助言および監査役の見解も参考にしながら、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当社取締役会が決定します。対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、別紙5に記載のとおりです。

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

①大規模買付行為に対する取締役会の意見表明

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、大規模買付者の買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただき、とどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案などをご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

②大規模買付ルールを遵守した場合の対抗措置および発動要件

大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、原則として、株主総会において株主の皆さまに承認を得たうえで、株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として、無償割当てによる新株予約権を発行することができるものとします。

具体的には、以下のアおよびイの類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと判断します。かかる場合の判断においては、外部専門家などおよび監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、対抗措置に関する株主の皆さまの意思を確認するものとします。かかる株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）においては、原則として、出席株主の議決権の過半数の賛同が得られなければ、対抗措置の発動は行いません（注6）。その場合、大規模買付者は、株主の皆さまの意思を確認し、対抗措置の発動・不発動が決定されるまで、大規模買付行為は開始できないものとします。

なお、対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙5に記載のとおりです。

ア 次の（i）から（iv）までに掲げる行為などにより企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

- （i）当社株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- （ii）会社を一時的に支配して、会社の重要な資産などを廉価に取得するなど会社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- （iii）会社の資産を大規模買付者およびそのグループなどの債務の担保や弁済原資として流用する行為
- （iv）会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産などを処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

イ 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付けなどの株式買付けを行うことをいいます。）など、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

注6：大規模買付行為の目的、方法および内容ならびに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、大規模買付者および独立委員会が当該議案との関係で大規模買付者と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取扱うことがあります。

(3)対抗措置発動の中止などについて

上記(1)または(2)②記載のとおり対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合や、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する旨を表明した場合その他対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係に変動が生じた場合には、当社取締役会は、外部専門家などの助言および監査役の見解も参考にしながら、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動の中止または内容の変更を行うことがあります。

6. 株主・投資家に与える影響など

(1)大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響など

大規模買付ルールは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から、株主の皆さまに対し、大規模買付行為に対する諾否をご判断いただくために必要な情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の当該大規模買付行為に対する意見を提供し、さらには、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆さまは、適切かつ十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切かつ合理的な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の本対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2)対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響など

上記5. (1)にて記載した大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、または、上記5. (2)②にて記載した大規模買付ルールを遵守しているものの当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合は原則として株主意思確認総会を経たうえで、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的とし、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置を発動することがあります。具体的な対抗措置の概要は、別紙5に記載のとおりですが、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当該大規模買付者についても、新株予約権の無償割当ておよび当社取締役会の承認する第三者への譲渡は認められておりますの

で、経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社株式が上場している証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として別紙5に記載の新株予約権の無償割当てを実施した場合には、株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載または記録が未了の株主の皆さまに関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の無償割当ての基準日までに、株主名簿への記載または記録を完了していただく必要があります。

さらに、新株予約権の無償割当ての基準日以後においても、例えば、大規模買付者が買付等を撤回したなどの事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、その旨の情報を公表します。また、本新株予約権の無償割当ての中止、または本新株予約権の取得を行った場合には、1株当たりの株式の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付などを行った株主および投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 大規模買付ルールの有効期限など

本対応方針の有効期限は、本株主総会終結の時までとしております。本株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆さまのご承認が得られた場合は、本株主総会の日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで3年間有効期間が延長されるものとし、以後も同様とします。もし承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されることとなります。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正などを踏まえ、本対応方針を随時見直していく所存です。

本対応方針はその有効期間中であっても、当社の株主総会または取締役会で本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。従って、本対応方針は株主の皆さまのご意向により、これを廃止させることができます。

なお、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本対応方針を修正または廃止する場合があります。本対応方針を修正または廃止することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。

8. 本対応方針の合理性

(1)買収への対応方針に関する各指針などの要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日改訂）の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

(2)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本対応方針は、上記1.にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することや株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入・継続されるものです。

(3)株主意思を重視するものであること

本対応方針は、株主の皆さまのご意思を確認させていただくため、2008年6月27日開催の第60回定時株主総会において、承認可決されており、その後も、3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会ごとに、継続の可否について承認を得るものとします。また、本対応方針は、上記7.にて記載したとおり、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

(4)合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、上記5.(2)にて記載したとおり、原則として、株主意思確認総会を経ることにより、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきものとしており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止などの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社取締役会により委嘱を受けた当社社外取締役・当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者など、当社の業務執行を行う経営陣から独立した3名以上の委員で構成されます（独立委員会の委員の氏名および略歴は別紙4に記載のとおりです。）。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記4. (4)に記載したとおり、独立委員会が、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否かなどを評価・検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はこれを最大限尊重したうえで、原則として、株主意思確認総会の開催を行うこととします。このように、独立した委員会によって取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(6)デッドハンド型の買収への対応方針ではないこと

上記7. に記載したとおり、本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

なお、当社の大株主の状況は、別紙1に記載のとおりです。

以 上

別紙 1

大株主の状況 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 78,820,000株
2. 発行済株式の総数 34,695,901株 (自己株式40,734株を除く)
3. 株主数 12,078名
4. 大株主 (上位10名)

順位	氏名または名称	持株数 (千株)	持株比率 (%)
1	TOA取引先持株会	2,899	8.36
2	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,852	8.22
3	公益財団法人神戸やまぶき財団	2,000	5.76
4	株式会社三菱UFJ銀行	1,500	4.32
5	シスメックス株式会社	1,457	4.20
6	公益財団法人中谷財団	1,297	3.74
7	井谷 憲次	1,252	3.61
8	株式会社三井住友銀行	1,188	3.43
9	国立大学法人京都大学	1,000	2.88
10	TOAグループ従業員持株会	841	2.43
	合 計	16,290	46.95

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。
2. 持株比率は、自己株式 (40,734株) を控除して計算しております。

以 上

共同協調行為等認定基準

- ※ 本基準は、本対応方針で定義される「大規模買付者」の認定に際して、特定株主グループと当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し、もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係が樹立されたか否かを判定するための基準として用いるものである。
 - ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。）について、下記の各項目の要素に加え、特定株主グループとの間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
1. 当社の株式を取得している時期が、特定株主グループによる当社の株式の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
 2. 取得した当社株式の数量が相当程度の数量に達しているか
 3. 当社の株式の取得を開始した時期が、特定株主グループによる株式の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすることなどの意向の表明など、特定株主グループの買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、特定株主グループの行動に関連するイベントと近接しているか
 4. 市場における当社株式の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株式を取得しているなど、特定株主グループによる当社の株式取得の時期および態様（例えば、信用買いなどを駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 5. 特定株主グループが株式を取得している（または取得していた）他の上場会社の株式を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が特定株主グループのそれと重なり合っているか
 6. 上記5. の重なり合う期間において、当該他の会社（特定株主グループとともにその者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が特定株主グループのそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果などに照らして、その同調の程度はどの程度か
 7. 上記6. 記載の当該他の上場会社において、認定の対象者および特定株主グループ（並びに認定の対象者以外の者で特定株主グループと同調して議決権などの共益権の行使を行っ

- た株主がいる場合には当該株主)による議決権などの共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ(例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行)が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値の毀損のおそれほどの程度か
8. 特定株主グループとの間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係などが存在しているまたは存在していたことがあるか
 9. 特定株主グループとの間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係(内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ)、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である、またはあったことがあるなどの人的関係が存在するか
 10. 当社に対する株主権(共益権)の行使が特定株主グループのそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果などに照らして、その同調の程度はどの程度か(なお、この10.を唯一の根拠として「特定株主グループ」または「大規模買付者」と認定してはならないものとする。)
 11. 対象会社の事業や経営方針に関する言動などが特定株主グループのそれと類似しているか。類似している言動などがある場合には、そのような言動などがされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か(なお、この11.を唯一の根拠として「特定株主グループ」または「大規模買付者」と認定してはならないものとする。)
 12. その代理人やアドバイザーが、特定株主グループのそれと同じ事務所、法人、団体に属している、もしくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同・連携して遂行したことがある、および/または親族関係その他の人的関係があるなど、特定株主グループとの間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか(直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。)
 13. その他、特定株主グループとの間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上

独立委員会の概要

1. 構成員

独立委員会は、当社取締役会により委嘱を受けた当社社外取締役・当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者など、3名以上の委員で構成される（独立委員会の委員の氏名および略歴は別紙4に記載のとおり）。委員の任期は、選任された日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、重任を妨げない。

2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会の委員全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

3. 決議事項その他の権限と責任

(1)独立委員会は、以下の各号に記載された事項について取締役会の諮問に基づき、これを検討のうえ自らの意見を決定し、その決定内容にその理由を付して当社取締役会に勧告または助言する権限と責任を有する。独立委員会の各委員は、上記の責任を果たすうえで、会社に対して善管注意義務を負い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から自らの意見を決定することを要し、専ら自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

①大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲

②大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否

③大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定

④大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定

⑤大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討

⑥大規模買付者の大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案の適否の検討

⑦新株予約権の発行（無償割当てを含む。）または不発行

⑧大規模買付ルールの維持・見直し・廃止

⑨対抗措置の発動の要否および内容（株主意思確認総会の開催の有無について）

⑩その他、当社取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会に諮問することを決定した事項

- (2)独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。社外監査役は必要に応じ、その専門的知見を踏まえ積極的に意見を表明するほか、必要な協力を行い、独立委員会の勧告の合理性、客観性および公正性の確保に寄与する。
- (3)独立委員会は、自らの意見の決定に際して適切な判断を確保するために必要かつ十分な情報収集に努めなければならないものとし、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言、意見などを得ることなどができる。

以上

独立委員会委員の氏名および略歴

【氏名】村田 雅詩（むらた まさし）

【略歴】1958年3月19日生

- 1983年4月 旭硝子株式会社（現AGC株式会社） 入社
- 1999年8月 参天製薬株式会社 入社、社長室長
- 2001年9月 同社 医薬事業部事業企画グループ グループマネージャー
- 2002年7月 同社 医薬事業部眼科マーケティンググループ グループマネージャー
- 2005年1月 同社 医薬事業部事業戦略企画グループ グループマネージャー
- 2007年4月 同社 経営企画室長
- 2011年7月 Santen Inc. CAO（チーフ・アドミニストレーティブ・オフィサー）
- 2014年1月 参天製薬株式会社 監査役室長
- 2016年6月 同社 常勤監査役
- 2020年6月 同社 シニアアドバイザー
- 2021年6月 当社 社外取締役（現任）
株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外監査役
- 2022年6月 同社 社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2026年6月 同社 社外取締役（監査等委員）（退任予定）

【氏名】半田 実（はんだみのる）

【略歴】1959年10月16日生

- 1982年4月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社） 入社
- 1996年6月 Sony Manufacturing Company UK Bridgend Plant 品質保証部統括部長
- 2001年1月 Sony Electronics Inc San Diego Plant 品質保証部統括部長
- 2003年4月 Sony Electronics Inc Vice President（品質担当）
- 2007年2月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）
エナジー・デバイス事業本部品質保証部統括部長
- 2013年2月 同社 品質・環境センター副センター長
- 2014年9月 同社 出向、グリーンサイクル株式会社 代表取締役社長
- 2019年11月 井上機工株式会社 入社、工場長
- 2022年2月 有明興業株式会社 入社、執行役員（有明興業マテリアルズ株式会社担当）
同社 出向、有明興業マテリアルズ株式会社 執行役員（社長補佐）
- 2022年6月 当社 社外取締役（現任）
- 2022年8月 有明興業マテリアルズ株式会社 代表取締役社長

【氏名】辻本 由起子 (つじもと ゆきこ)

【略歴】1964年2月10日生

1986年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク 入社

2006年3月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 取締役

2008年4月 ピー・アンド・ジー株式会社 取締役

2012年7月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 (現P&Gジャパン
合同会社) 執行役員 広報渉外本部コミュニケーションズディレクター

2014年11月 株式会社shapes 代表取締役 (現任)

2015年4月 神戸市人材育成アドバイザー

2018年4月 神戸市人事委員会委員

2019年5月 株式会社キリン堂ホールディングス 社外取締役

2020年6月 株式会社ダスキン 社外取締役

2022年3月 サカタインクス株式会社 社外取締役 (現任)

2022年4月 神戸市行財政局参与

2024年4月 神戸市行財政局アドバイザー

2026年6月 当社 社外取締役 (予定)

以 上

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。ただし、下記7.の取得条項が定められた場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主は、新株予約権の行使に際して出資すべき金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式を受領することとなる。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権は譲渡することができる。ただし、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
大規模買付者等（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないことなどを行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間など
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者（以下「非適格者」という。）以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社

普通株式を交付することができる旨の条項、非適格者が所有する新株予約権については取得しないこととする場合、または非適格者が有する新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、取得にかかる新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの（以下「第2新株予約権」という。）を対価として交付する旨の取得条項などを定めることがある。一定の場合には、非適格者による第2新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがある。具体的には、大規模買付者が、既に開始している大規模買付行為を中止・撤回（大規模買付行為が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要する。）したうえで、①大規模買付行為を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないことなどを誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、かかる大規模買付者その他の非適格者は、その保有する第2新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができるなどが定められることなどがある。

8. その他

当社による新株予約権の取得事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、設備投資の拡大や雇用・所得環境の改善など国内景気は回復傾向が見られるものの、原材料価格・エネルギー価格の高騰や物価の上昇、中東情勢の緊迫化などの不安定な国際情勢による地政学的リスクに加え、米国の通商政策の動向や為替相場の急速な変動など、世界経済は先行きが不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは企業目的である「Smiles for the Public 人々が笑顔になれる社会をつくる」の実現に向け、そこに集まる人々の「安心、信頼、感動」を願う行動を支える、かけがえのない価値を提供することで、笑顔あふれる社会づくりに貢献します。

当期においては、2025年4月に開幕した大阪・関西万博において、会場内の放送設備をネットワークで結び、屋外のみならずパビリオンやイベント会場などの各施設に設置された放送設備とも連携し、必要な情報を必要なタイミングで届けられるネットワーク統合型放送システムを実装いたしました。当社は、会場全体を「未来の街」と捉え、今回の取組みを通じて、新たな情報伝達とコミュニケーションの姿を創造・発信し、社会への実装を進めてまいります。2025年6月にはネットワークカメラシステム「TRIFORAシリーズ」において、最新モデル7機種を発売しました。最新モデルではNFC（近距離無線通信）を活用した「TRIFORAスマートキッティング」により、設定作業の手間を大幅に削減することが可能です。作業者の負担を軽減し、安心して導入できるネットワークカメラを実現しました。さらに、2025年7月には放送・通話・映像が融合したシステムでコミュニケーションをサポートする、IPコミュニケーションシステム「CX-1000シリーズ」を発売しました。本シリーズは館内放送や緊急放送に加え、ビデオ通話や外部システムとの連携による放送にも対応し、双方向・多拠点での高度なコミュニケーションを支援します。「CX-1000シリーズ」はコミュニケーションに不可欠な3つの要素「伝える」・「伝わる」・「つながる」を実現し、日常の安心や有事の情報伝達をより確実に、かつ柔軟に、人と人、人と社会を結びつける姿を目指しております。

このような状況のもと、当期の売上高は過去最高の55,386百万円（前年同期比+4,760百万円、9.4%増）となりました。利益については、営業利益は4,656百万円（前年同期比+1,065百万円、29.7%増）、経常利益は5,236百万円（前年同期比+1,313百万円、33.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,313百万円（前年同期比+945百万円、39.9%増）といずれも過去最高となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(日本)

売上高は32,601百万円（前年同期比+3,039百万円、10.3%増）、セグメント利益（営業利益）は5,284百万円（前年同期比+1,162百万円、28.2%増）となりました。

官公庁や商業施設、オフィスビル向けの売上、海外の鉄道車両向けの売上が伸長したことなどにより、セグメント全体での売上高は増加し、セグメント利益は増加しました。

(アジア・パシフィック)

売上高は10,217百万円（前年同期比+223百万円、2.2%増）、セグメント利益（営業利益）は1,716百万円（前年同期比+119百万円、7.5%増）となりました。

インドネシアでは首都移転に伴う新庁舎向けの納入が進み、タイでは官公庁、マレーシアでは空港、シンガポールでは工場向けの納入が進んだことなどにより、セグメント全体の売上高は増加し、セグメント利益は増加しました。

(欧州・中東・アフリカ)

売上高は7,650百万円（前年同期比+1,118百万円、17.1%増）、セグメント利益（営業利益）は712百万円（前年同期比+79百万円、12.5%増）となりました。

中東ではUAEやサウジアラビアの建設需要の取り込み、バーレーンの大型都市開発プロジェクトへの納入が進み、南アフリカでは官公庁や大型発電プラント向けの納入が進み売上が伸長しました。また、欧州では市況の回復により販売が堅調に推移し、セグメント全体の売上高は増加し、セグメント利益は増加しました。

(アメリカ)

売上高は3,018百万円（前年同期比+311百万円、11.5%増）、セグメント利益（営業利益）は213百万円（前年同期比+108百万円、102.7%増）となりました。

アメリカでは小売店や工場向け、カナダでは教育市場や鉄道施設向けの納入が進んだことなどにより、セグメント全体の売上高は増加し、セグメント利益は増加しました。

(中国・東アジア)

売上高は1,897百万円（前年同期比+66百万円、3.7%増）、セグメント利益（営業利益）は143百万円（前年同期比+12百万円、9.7%増）となりました。

香港では病院向けの納入が進みましたが、市況の低迷により売上は減少しました。中国では空港向け、台湾では工場向けの納入が進んだことなどにより、セグメント全体の売上高は増加し、セグメント利益は増加しました。

② 設備投資および資金調達の状況

(1)設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資は、主に、情報インフラ基盤の取得ならびに国内および海外生産子会社における生産設備の取得などであります。この総額は1,112百万円であり、自己資金により充当しました。

(2)資金調達の状況

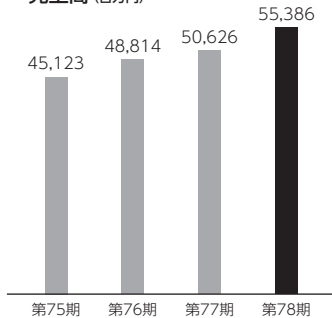
当連結会計年度においては、2025年12月23日を払込期日とする公募による自己株式の処分および2026年1月21日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による普通株式の発行により、総額6,882百万円の資金調達を行いました。

③ 財産および損益の状況の推移

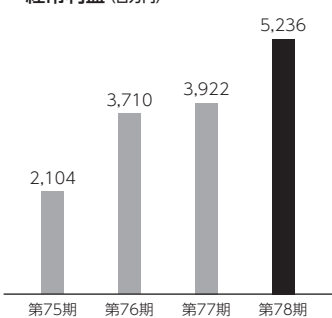
区分	第75期 2023年3月期	第76期 2024年3月期	第77期 2025年3月期	第78期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売上高 (百万円)	45,123	48,814	50,626	55,386
経常利益 (百万円)	2,104	3,710	3,922	5,236
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,765	1,997	2,367	3,313
1株当たり当期純利益 (円)	54.51	62.61	78.75	105.89
総資産 (百万円)	63,905	64,734	68,661	76,774
純資産 (百万円)	48,764	49,239	52,589	61,572
1株当たり純資産額 (円)	1,437.61	1,549.88	1,646.57	1,680.92

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第77期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

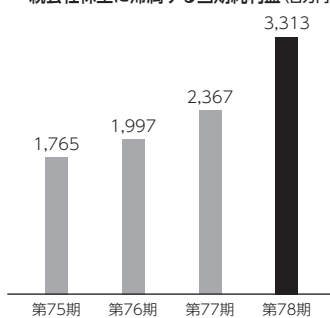
■ 売上高 (百万円)



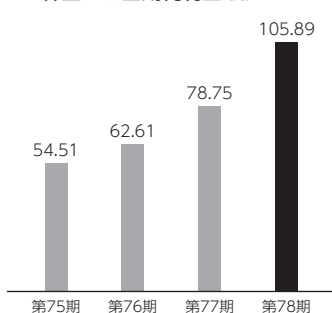
■ 経常利益 (百万円)



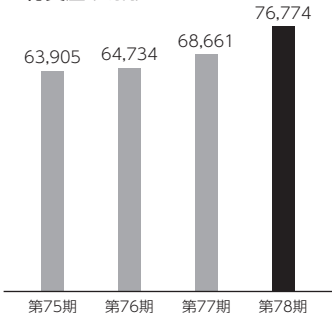
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



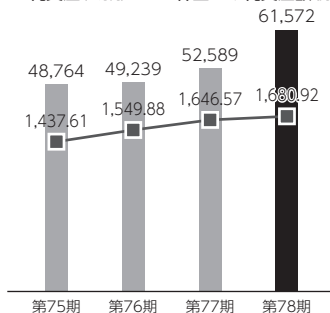
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円) ■ 1株当たり純資産額 (円)



④ 対処すべき課題

当社グループは次期より創業100周年を迎える2034年度を節目として次の100年を生きていく会社を目指す長期経営戦略「NEXT100 TOA」（以下、「NEXT100 TOA」）をスタートいたします。「NEXT100 TOA」では次の100年を生きていく会社を目指す7つの取組みを「NEXT100 TOA Initiatives」として定め、取組みを進める原動力として「人」と「技術」への投資を強化し、2034年度に連結売上高1,000億円を超える水準への成長を目指します。

「NEXT100 TOA」の2034年度に向けた9年間を「再定義」「洗練」「新生」の3つの変革のステージに区分しており、次期より、その最初の3年間（Stage1：再定義）を計画期間とした「中期経営基本計画（2027年3月期～2029年3月期）」（以下、次期中計）を新たに開始いたします。次期中計においては「事業構造の再定義」を起点に、変革の道筋を定め、将来の飛躍的成長に向けた土台づくりを加速することを基本方針といたします。この方針のもと「報せるソリューションの革新」「海外成長の加速」「顧客支援ソリューションの進化」「新規事業開発」「事業成長を支えるヒト・モノ・情報基盤の強化」を5つの重点施策として定め、強い収益構造の確立を目指した活動を推進いたします。

重点施策について、「報せるソリューションの革新」では、すべての人が適切に情報を受け取る社会の実現に向けて、情報伝達ソリューションの革新を進めてまいります。「海外成長の加速」では、進出済みの海外各地域・国における重点市場の深耕と新たな有望地域・国への活動を強化することで、海外成長を加速してまいります。「顧客支援ソリューションの進化」では、現場の安全性や運用効率の向上を支援する顧客支援ソリューションを進化させてまいります。「新規事業開発」では既存事業とは異なる領域で、将来の中核事業となり得る可能性を持つ新たな事業を創出してまいります。「事業成長を支えるヒト・モノ・情報基盤の強化」では、商品の高付加価値化とものづくりの生産性向上により、競争力と収益性を高めてまいります。また、これらの重点施策を進めるために、当社グループ一人ひとりの成長を支援し、「個の強み」×「チーム力」×「挑戦」の好循環を作り、事業成長を支える人的資本をさらに強化するとともに、デジタルを起点に業務そのものを再設計し、生産性を飛躍的に高めてまいります。

⑤ 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容
アコース株式会社	90百万円	100%	音響関連製品の開発および生産
タケックス株式会社	35百万円	100%	映像関連製品の開発および生産
TOAエンジニアリング株式会社	50百万円	100%	音響関連、映像関連製品のエンジニアリングおよび施工、鉄道車両関連製品のエンジニアリングおよび製造販売
株式会社ジーベック	30百万円	100%	ソフト企画制作、音響ホール・スタジオ等の管理および運営
TOA ELECTRONICS, INC.	US\$ 4,000千	100%	米国における当社製品の販売
TOA Communication Systems, Inc.	US\$ 2,500千	100%	米国における鉄道車両関連製品の製造販売
TOA CANADA CORPORATION	CAN\$ 1,450千	100%	カナダにおける当社製品の販売
TOA CORPORATION (UK) LIMITED	STG£ 1,500千	100%	英国における当社製品の販売
TOA Electronics Europe G.m.b.H.	ユーロ 512千	100%	欧州、中東、北アフリカにおける当社製品の販売
PA-Vox Holding B.V.	ユーロ 62千	100% (100%)	放送システムソリューションの開発・販売
TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED	ZAR 5,290千	100% (100%)	南アフリカ、サブサハラアフリカにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION	NT\$ 20,000千	100%	台湾における当社製品の販売
TOA (HONG KONG) LIMITED	HK\$ 1,500千	100%	香港、韓国における当社製品の販売
TOA (CHINA) LIMITED.	RMB 50,000千	100%	中国における当社製品の販売
TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd.	THB 30,000千	49%	タイ、ラオスにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS PTE LTD	S\$ 170千	100%	アジア、オセアニアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	RM 1,000千	100% (100%)	マレーシアにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA PRIMA KARYA	RP 10,100百万	99% (99%)	インドネシアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED	VND 14,725百万	100%	ベトナムにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA INDUSTRIES.	RP 44,800百万	49%	音響関連製品の開発および生産
TOA VIETNAM CO., LTD.	US\$ 2,200千	100%	音響関連および映像関連製品の開発および生産
得洋電子工業股份有限公司	NT\$ 35,000千	34%	音響関連製品の開発および生産

(注) 1. 議決権の所有割合欄の()内は、間接所有割合を内数として表示しております。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

⑥ 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

区分	主要な製品
音響分野	非常用放送設備、業務用放送設備、ワイヤレスシステム、ネットワークPAシステム、インターカムシステム、サウンドシステム、拡声放送機器
映像分野	ネットワークカメラシステム、フルHD同軸カメラシステム、アナログカメラシステム
鉄道車両分野	車両内放送設備、カメラシステム、電光表示器

⑦ 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

- (1) 当 社 本 社 (神戸市……………海外・管理部門)
 ナレッジスクエア (兵庫県宝塚市…生産・開発部門)
 国内販売事業所 (仙台市・東京都江東区・名古屋市・大阪市・福岡市を主拠点とし全国35営業所)
- (2) 子会社 国内生産拠点 アコース株式会社 (滋賀県米原市)
 タケックス株式会社 (佐賀県武雄市)
- 国内エンジニアリング等拠点 TOAエンジニアリング株式会社 (東京都江東区)
 株式会社ジーベック (神戸市)
- 海外販売拠点 TOA ELECTRONICS, INC. (米国)
 TOA Communication Systems, Inc. (米国)
 TOA CANADA CORPORATION (カナダ)
 TOA CORPORATION (UK) LIMITED (英国)
 TOA Electronics Europe G.m.b.H. (ドイツ)
 PA-Vox Holding B.V. (オランダ)
 TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED (南アフリカ)
 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION (台湾)
 TOA (HONG KONG) LIMITED (香港)
 TOA (CHINA) LIMITED. (中国)
 TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd. (タイ)
 TOA ELECTRONICS PTE LTD (シンガポール)
 TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD. (マレーシア)
 PT. TOA GALVA PRIMA KARYA (インドネシア)
 TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED (ベトナム)
- 海外生産拠点 PT. TOA GALVA INDUSTRIES. (インドネシア)
 TOA VIETNAM CO., LTD. (ベトナム)
 得洋電子工業股份有限公司 (台湾)

⑧ 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 当社グループの従業員数

	従業員数	前期末比増減
当 社	823名	7名増
国内生産拠点	270名	5名減
国内エンジニアリング等拠点	144名	6名増
海外販売拠点	498名	11名増
海外生産拠点	1,348名	80名減
合 計	3,083名	61名減

(注) 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
823名	7名増	42.9歳	15.4年

(注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員数であります。
2. 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

⑨ 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

⑩ その他当社グループの現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 78,820,000株
- ② 発行済株式の総数 34,695,901株 (自己株式40,734株を除く)
- ③ 株主数 12,078名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
T O A 取引先持株会	2,899千株	8.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,852	8.22
公益財団法人神戸やまぶき財団	2,000	5.76
株式会社三菱UFJ銀行	1,500	4.32
システムックス株式会社	1,457	4.20
公益財団法人中谷財団	1,297	3.74
井谷憲次	1,252	3.61
株式会社三井住友銀行	1,188	3.43
国立大学法人京都大学	1,000	2.88
T O A グループ従業員持株会	841	2.43

(注) 持株比率は、自己株式 (40千株) を控除して算出しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

区分	株式の種類および数	対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 23,000株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、3. 会社役員に関する事項④取締役および監査役の報酬等に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

- (1)当社は、2025年3月13日開催の当社取締役会において、当社の執行役員（取締役を兼務する者は除き、以下、「対象執行役員」といいます。）を対象に、株主の皆さまとのより一層の価値共有を図るとともに、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限株式を交付する株式報酬制度を導入することを決議いたしました。これにより、対象執行役員3名に対して当社普通株式3,000株を付与しております。
- (2)当社は、2025年12月8日開催の取締役会決議に基づき、同年12月23日を払込期日とする公募による自己株式の処分および2026年1月21日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による普通株式の発行を実施いたしました。これにより、発行済株式の総数は600,000株増加し、自己株式数は4,000,000株減少しました。

3. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	谷 口 方 啓	宝塚商工会議所 副会頭
取締役 (執行役員)	早 川 宏	ソリューション営業本部長 ネクストビジネス推進室担当
取締役 (執行役員)	西 野 崇	海外事業本部長 アジア・パシフィック事業部担当 欧州・中東・アフリカ事業部担当 品質保証室担当
取締役 (執行役員)	音 野 徹	グローバル開発本部長
取締役	村 田 雅 詩	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外取締役（監査等委員）
取締役	半 田 実	
監査役 (常勤)	西 垣 岳 史	
監査役	西 片 和 代	弁護士法人神戸パートナーズ 社員弁護士 高圧ガス工業株式会社 社外取締役（監査等委員）
監査役	佐 和 周	佐和公認会計士事務所 代表 TOYOインベックス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役村田雅詩氏および半田実氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役西片和代氏および佐和周氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役西垣岳史氏は、当社子会社の経営者として長きにわたり経営経験を有しており、経営全般に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役西片和代氏は、弁護士の資格を有しており、法務およびコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役佐和周氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役村田雅詩氏および半田実氏ならびに監査役西片和代氏および佐和周氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者あるいは業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
7. 当社は、取締役村田雅詩氏ならびに監査役西片和代氏および佐和周氏の重要な兼職先との間に、特別な関係はありません。

② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
井谷 憲次	取締役会長	退任	2025年6月25日
音野 徹	グローバル開発本部長	取締役執行役員 グローバル開発本部長	2025年6月25日

(注) 取締役会長井谷憲次氏は、任期満了による退任であります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取 締 役 (社外取締役を除く)	5	97	27	53	16
社 外 取 締 役	2	13	12	1	—
監 査 役 (社外監査役を除く)	1	20	20	—	—
社 外 監 査 役	2	10	10	—	—
合 計	10	141	71	54	16

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(2) 業績連動報酬等に関する事項

当社は、企業価値の持続的向上を図るため、全取締役に対して、前事業年度連結最終利益に比例させた業績連動報酬等を業績給として支給しております。当該業績給の額の算定の基礎として選定した業績指標は、親会社株主に帰属する当期純利益を採用し、当該当期純利益の実績金額に取締役の職位に応じて予め定めた係数によって算定しております。当該指標を採用した理由は、中期経営基本計画に掲げた持続的な成長をなし遂げるため、株主に還元可能な利益である当該指標が適切であると判断したためであります。

なお、当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益（選定した業績指標）の推移は、

1. 当社グループの現況に関する事項③財産および損益の状況の推移に記載のとおりであります。

(3) 非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、代表取締役および業務執行取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬は、譲渡制限付株式とし、株式報酬を交付する割合を取締役の個人別の報酬総額の20%相当を目安に決定することを原則としております。また、割当株式数は、各取締役の職位、成果に応じて付与するものとし、その詳細は、各対象取締役との間に締結する譲渡制限付株式割当契約に基づくものとしております。

(4)取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、当該報酬限度額とは別枠で、2019年6月20日開催の第71回定時株主総会において、代表取締役および業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額を年額1億円以内および普通株式の総数を年120,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の代表取締役および業務執行取締役の員数は4名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額1億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(5)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営基本計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の原案を任意の諮問機関である報酬委員会（委員は、代表取締役および社外取締役2名の合計3名）に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月12日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

②決定方針の内容の概要

- i. 当社取締役の報酬等は、会社の持続的な成長に寄与するため、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。
- ii. 取締役の報酬等は、金銭報酬である固定報酬（職責給、成果給）、業績連動報酬等（業績給）および非金銭報酬等で構成しております。固定報酬のうち、職責給は当年度の職位に応じて固定額を定めて決定し、成果給は代表取締役および業務執行取締役の担当職責に対する成果を反映する報酬であり、職責給に対する割合を職位別に定めて決定しております。金銭報酬は毎月を単位とする定期支給とします。取締役のうち、代表取締役および業務執行取締役に対しては、固定報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等を適用し、監督機能を担う非業務執行取締役に対しては、固定報酬の職責給および業績連動報酬等を適用しております。
- iii. 取締役の報酬等の構成割合は、原則として、金銭報酬80%、非金銭報酬20%を目安としております。代表取締役および業務執行取締役の報酬割合は、当社の事業展開および人材確保の観点から企業規模に鑑みた水準を勘案し、上位の職責を負う職位ほど業績連動報酬等のウエイトが高まる構成としております。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の諮問機関である報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め、報酬水準、業績評価、構成割合等について総合的な審議を行ったうえで取締役会に答申しております。取締役会は、この審議・答申の内容を確認した結果から決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬等は、経営に対する独立性、客観性を確保する観点から、固定報酬（職責給）のみで構成され、各監査役の報酬等は、監査役の協議によって決定しております。また、当社では、取締役および監査役に対し、退職慰労金制度を設けておりません。

(6)取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役会において、代表取締役社長谷口方啓に具体的な決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。また、その委任した権限の内容は、自己を含めた各取締役の報酬等の確定額および成果配分の決定です。

取締役会は、代表取締役社長に委任した権限が適切に行使されるようにするため、予め任意の諮問機関である報酬委員会での審議を行い、取締役会に答申する措置を講じており、客観性、透明性を確保したうえで、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。なお、代表取締役社長は、取締役の個人別の報酬等の内容につき、必要に応じて、取締役会に答申または報告を行うものとします。

⑥ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況 (出席回数／開催回数)	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	村田 雅詩	取締役会 19回／19回	取締役会の議案・審議等について、経営企画部門および国内外の事業戦略企画部門の責任者ならびに常勤監査役として培ってきた高い見識や豊富な経験に基づき、独立した客観的視点から経営に対する積極的な発言を行っております。また、任意の指名委員会・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名および報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外取締役	半田 実	取締役会 19回／19回	取締役会の議案・審議等について、上場企業の海外工場および品質保証部門の責任者ならびに上場企業の子会社の経営者として培ってきた高い見識や豊富な経験に基づき、独立した客観的視点から経営に対する積極的な発言を行っております。また、任意の指名委員会・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名および報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外監査役	西片 和代	取締役会 19回／19回 監査役会 17回／17回	取締役会および監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議に関する法務、コンプライアンス等について、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	佐和 周	取締役会 19回／19回 監査役会 17回／17回	取締役会および監査役会において、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、議案・審議に関する財務、会計等について、適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当 社	52百万円	4百万円
子 会 社	—	—
合 計	52百万円	4百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当社の監査証明業務に基づく報酬の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に、2024年度（第77期）に係る追加報酬の額が2百万円発生しております。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、社内関係部門から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、協議を行った結果、監査内容および監査計画時間が適切かつ妥当であり、監査精度および監査品質が担保されていると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注)本事業報告中（p.45からp.61まで）の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	54,924	流動負債	9,711
現金及び預金	27,393	支払手形及び買掛金	3,894
受取手形	1,385	短期借入金	204
売掛金	8,922	リース債務	418
契約資産	1,177	未払法人税等	835
商品及び製品	9,374	賞与引当金	269
仕掛品	883	製品保証引当金	61
原材料及び貯蔵品	4,836	その他	4,027
その他	1,008	固定負債	5,490
貸倒引当金	△55	リース債務	752
固定資産	21,849	繰延税金負債	1,212
有形固定資産	10,102	退職給付に係る負債	2,722
建物及び構築物	5,489	その他	802
機械装置及び運搬具	421	負債合計	15,202
工具器具及び備品	527	純資産の部	
土地	2,477	株主資本	49,109
リース資産	1,132	資本金	5,728
建設仮勘定	55	資本剰余金	7,880
無形固定資産	2,110	利益剰余金	35,536
のれん	642	自己株式	△36
ソフトウェア	1,174	その他の包括利益累計額	9,211
ソフトウェア仮勘定	7	その他有価証券評価差額金	4,223
その他	285	為替換算調整勘定	4,428
投資その他の資産	9,636	退職給付に係る調整累計額	560
投資有価証券	7,402	非支配株主持分	3,251
繰延税金資産	466	純資産合計	61,572
退職給付に係る資産	1,247	負債純資産合計	76,774
その他	519		
資産合計	76,774		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		55,386
売 上 原 価		30,668
売 上 総 利 益		24,717
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,061
営 業 利 益		4,656
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	126	
受 取 配 当 金	191	
為 替 差 益	259	
受 取 保 険 金 及 び 配 当 金	50	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1	
雑 収 入	122	751
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	68	
在 外 子 会 社 に お け る 送 金 詐 欺 損 失	89	
雑 損 失	13	171
経 常 利 益		5,236
特 別 損 失		
減 損 損 失	79	79
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,157
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,547	
法 人 税 等 調 整 額	△113	1,433
当 期 純 利 益		3,724
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		411
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,313

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	28,684	流動負債	4,636
現金及び預金	16,173	買掛金	1,776
受取手形	1,267	リース債務	3
売掛金	5,690	未払金	745
契約資産	71	未払法人税等	582
製品	2,598	未払費用	1,008
仕掛品	8	製品保証引当金	1
原材料及び貯蔵品	352	その他	518
前払費用	184	固定負債	3,801
その他	2,363	リース債務	5
貸倒引当金	△25	退職給付引当金	2,332
固定資産	21,376	繰延税金負債	810
有形固定資産	6,715	その他	652
建物	4,027	負債合計	8,438
構築物	206	純資産の部	
機械装置	5	株主資本	37,399
工具器具及び備品	234	資本金	5,728
土地	2,193	資本剰余金	9,644
リース資産	9	資本準備金	7,257
建設仮勘定	37	その他資本剰余金	2,386
無形固定資産	717	利益剰余金	22,063
ソフトウェア	677	利益準備金	679
ソフトウェア仮勘定	7	その他利益剰余金	21,383
その他	32	別途積立金	2,930
投資その他の資産	13,943	繰越利益剰余金	18,453
投資有価証券	7,000	自己株式	△36
関係会社株式	5,349	評価・換算差額等	4,223
関係会社出資金	678	その他有価証券評価差額金	4,223
前払年金費用	717	純資産合計	41,622
その他	198	負債純資産合計	50,061
資産合計	50,061		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		37,814
売 上 原 価		23,483
売 上 総 利 益		14,330
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,649
営 業 利 益		2,681
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,203	
為 替 差 益	152	
雑 収 入	81	1,436
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
雑 損 失	9	14
経 常 利 益		4,103
特 別 損 失		
減 損 損 失	79	79
税 引 前 当 期 純 利 益		4,024
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	805	
法 人 税 等 調 整 額	△92	712
当 期 純 利 益		3,311

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

T O A 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池畑 憲二郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 穰

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T O A株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T O A株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

T O A 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池畑 憲二郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 穰

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T O A 株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその実施内容
 - (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

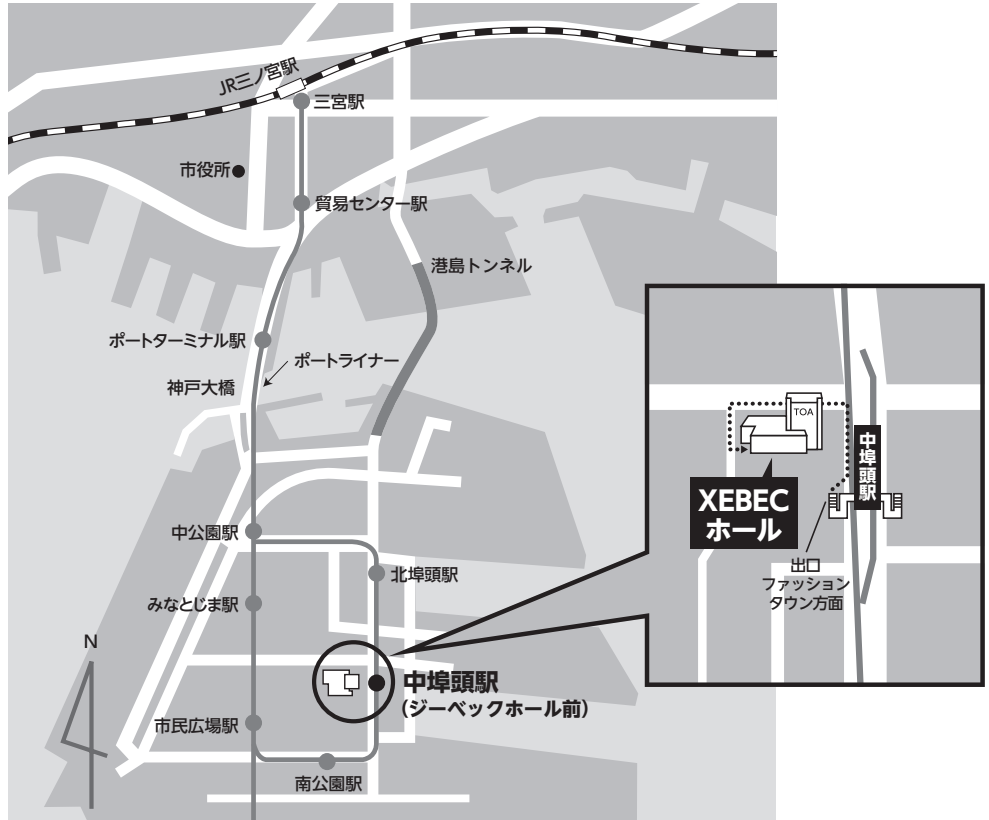
T O A 株式会社 監査役会

常勤監査役	西垣 岳史	Ⓔ
社外監査役	西片 和代	Ⓔ
社外監査役	佐和 周	Ⓔ

株主総会会場ご案内図

会場：当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 電話 078 (303) 5620



交通機関の
ご案内

ポートライナー（北埠頭行き）

「中埠頭（ジーベックホール前）駅」下車

西側へ徒歩約3分（三宮駅から計約17分）

ご来場の際は公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。



2026
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。